

## 狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号イ中「建設部」を「都市建設部」に改め、同号中ウを削り、エをウとする。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第21条の規定は適用せず、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。